

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項の規定により、老人福祉センター(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 つちのこホール

位置 宍粟市千種町河呂189番地20

(業務)

第3条 施設は、老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人の福祉増進を業務とする。

(使用時間)

第4条 施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎週水曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月28日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる休日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

(施設の使用)

第6条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際して必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可せず、又は許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用許可事項の変更)

第7条 使用者が第6条第1項の規定により許可を受けた事項を変更し、又は使用を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第8条 第6条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者は、市長に当該施設の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める額とする。ただし、当該額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の免除)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付等)

第10条 市が、既に収入として収受した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により、第6条第3項による取消し又は第7条による変更、中止の承認を受けた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

2 市長が、第6条第3項の規定に基づき許可を取消した場合において、使用者が被る損害については、市は一切賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第11条 施設の管理は、宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年宍粟市条例第15号)の定めるところにより、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、前条までの規定中「市長」及び「市」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、第4条、第5条、第8条第2項及び第9条に規定する部分については、市長の承認を得なければならない。

4 第1項の場合において、利用料金については、指定管理者に収受させる。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に掲げる業務

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

(利用料金への読み替え)

第13条 第11条の規定に基づき、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、第8条以降の条項において、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第2項中「別表に定める額」とあるのは「別表に定める額の範囲内で市長が認めた額」と、「これを切り捨てる」とあるのは「指定管理者が定める方法により処理する」と読み替えるものとする。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、施設の使用を終了したとき又は第6条第3項のいずれかの規定により使用の許可を取消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第15条 使用者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の千種町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和59年千種町条例第8号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年12月27日条例第249号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の宍粟市老人福祉センター条例(平成17年宍粟市条例第100号)第13条の規定により管理委託している施設については、平成18年9月1日(同日前に地方自治法第244の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定期間の開始日の前日)までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月18日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宍粟市老人福祉センター条例の規定は、この条例の施行日以後の施設の使用について適用し、施行日前の施設の使用については、なお従前の例による。

附 則(令和4年12月19日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

(分担金に係る経過措置)

2 施行日前に行った工事その他の行為に係る分担金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定による分担金に該当するもので、この条例により改正するものをいう。)については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に徴収する金額を決定する分担金については、この限りでない。

(使用料に係る経過措置)

3 施行日前の使用又は利用に係る使用料(地方自治法第225条の規定による使用料に該当するもので、この条例により改正するものをいう。)については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に徴収する金額を決定する使用料については、この限りでない。

附 則(令和5年3月14日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宍粟市老人福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の老人福祉センターの使用に係る料金(以下「使用料」という。)について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例に

よる。
別表(第8条関係)

室名	使用料			
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後9時 まで
集会室	円 1,437	円 1,437	円 2,864	円 1,437
調理実習室	482	482	955	482
会議室	482	482	955	482
相談室	482	482	955	482
和室	482	482	955	482
談話室	291	291	573	291

備考

- 1 全室を同時に使用する場合の使用料は、1日につき14,319円とする。
- 2 冷暖房を使用するときは、使用料の5割を加算する。